

令和6年度岡山県立岡山南高等学校部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

運動部活動（14部）

陸上競技、新体操(女子)、バスケットボール(男子)、バスケットボール(女子)、バレーボール(男子)、バレーボール(女子)、卓球、ソフトボール(女子)、ソフトテニス(男子)、ソフトテニス(女子)、硬式野球、剣道、弓道、応援

文化部・同好会活動（17部）

吹奏楽、書道、珠算、華道、ワープロ、E S S、茶道、演劇、ホームメイキング、新聞、芸術、簿記、放送、J R C、コンピュータ研究、箏曲、漫画研究

2 目 標

- (1) 生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむとともに、心身の健康の保持増進と知力や体力の向上に繋がるような生活習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日（週当たり必ず1日を休養日とするよう配慮する）
 - ・原則、週当たり2日以上を休養日と定める。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
ただし、本校の特色づくりの観点から、生徒の能力適性や健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。
 - ・連続する土曜日と日曜日に活動する場合であっても、特別の事情がない限り3週連続までを限度とする。特別の事情がある場合は校長の承認を得る。
 - ・夏季及び冬季休業中においては、特別の事情がない限り、連続した3日以上を休養日と定めることとする。特別な事情がある場合には校長の承認を得る。
- (2) 活動時間（本校では文武両道、心身の健康維持向上の観点から、家庭での在宅時間を10時間以上確保することを目指す）
 - ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
ただし、部活動の特性等により1日の活動時間が平日3時間程度、休業日は4時間程度を上限とするが、その際も、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とする。
（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。）
 - ・朝練習は、学校生活や家庭生活等への十分な配慮のもと行い、開始時間は7時30分以降とする。
 - ・定期考査時間割発表後及び定期考査中は、1時間程度とする。
 - ・下校時間を厳守する。（午後7時30分完全下校）
- (3) 遠征、合宿等
 - ・遠征や合宿を実施する場合は、1週間前までに、校長へ届出を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・大会参加は、高体連・高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、精選し、事前に校長の許可を得ることとする。
- (5) 活動計画
 - ・年間活動計画は、年度当初に校長の承認を得たうえで学校ホームページに公表するとともに、部員及びその保護者に文書で示す。
なお、8月20日を2学期以降、12月20日を3学期の活動計画見直し期限とし、変更がある場合は校長の承認を得たうえでホームページを更新するとともに、部員及び保護者に文書で示す。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・4月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- (3) 部費の取り扱いについて
 - ・部費等、取り扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適正に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・顧問は活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。
 - ・保護者に活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。